

川崎市から市税に関するお知らせ

都市計画税って？

土地・家屋の価格に応じて決定し、
固定資産税とあわせてお支払いいただく税金です。
使い道が決められており、道路、公園緑地、下水道など、
住みやすいまちをつくる事業に使われています。



固定資産税・都市計画税 第2期納期限 7.31(月)



安全・簡単・便利な市税の納付のご案内

スマートフォン決済アプリや、インターネットを利用したクレジットカード納付を、ぜひご利用ください。
詳細は川崎市ホームページをご覧ください。

川崎市 市税の納付方法に関するご案内

検索

川崎市納税お知らせセンターについて

川崎市では、「川崎市納税お知らせセンター」から、電話で納付の呼びかけを行っています。
お問合せ先：財政局収納対策課 電話：044-200-2226 FAX：044-200-3909

川崎市税務広報 電話 044-200-2236
発行：財政局市民税管理課 FAX 044-200-3907